

消防局職員の不祥事案について

1 消防職員の不祥事の概要

本年発生した不祥事 6 件の概要は、次のとおりです。

(1) 青葉消防署職員の信用失墜行為(賭け麻雀等)

青葉消防署青葉台消防出張所の救助隊長以下 8 人(40歳代 1 人、30歳代 4 人及び 20歳代 3 人)が、平成23年 5 月 3 日(火)から 8 月 7 日(日)までの間に、合計13回(夜間10回及び昼間 3 回)にわたり賭け麻雀を行いました。

この他、救助隊長が、低周波治療器を使用して、隊員に我慢を強いるなどの行為をしていました。

また、救助隊長が、お湯の入った水鉄砲で隊員を追いかけ、隊員が左腕をシャッターのレバーにぶつけ負傷したことを、訓練中に負傷したと、虚偽の報告をしていました。

(2) 保土ヶ谷消防署職員の窃盗

保土ヶ谷消防署西谷消防出張所の職員(20歳代)が、平成23年 9 月12日(月)、保土ヶ谷消防署長に「平成22年10月から平成23年 8 月までの間、戸塚区及び旭区内の住宅に侵入し、合計 6 回、現金約100万円を盗んだ。」との報告があり、保土ヶ谷警察署へ出頭させたところ、6 月11日(土)旭区西川島町男性宅において、現金23万7,500 円及びアルバム 3 冊を窃取した容疑で、逮捕されました。

【処分内容】

9 月22日(木)、当該職員を懲戒免職とするとともに、管理監督者に対し人事的措置を行いました。

(3) 神奈川消防署責任職の逮捕

神奈川消防署片倉消防出張所長(50歳代)は、平成23年10月19日(水)の昼過ぎに「菊名駅近くの道路上に停めた自家用車の中で通行中の女性に下半身を見せていた」との市民からの通報により、港北警察署に、公然わいせつ罪の容疑で逮捕されました。

(4) 中消防署責任職の服務規程違反

中消防署責任職(係長級、50歳代)は、中消防署本牧和田消防出張所長に着任した平成23年5月1日(日)から8月末までの間に、次の服務規程違反を行いました。

ア 公用車の私的利用：帰宅及び通院のため、消防車及び広報車に同乗し、自宅及び医療機関の近くまで送らせたほか、買物などの私的目的のため原動機付自転車を利用しました。

イ 職務専念義務違反：休暇等を取得することなく、通院のため終業時間前に職場を離れる行為などがありました。

ウ 通勤手当の不適正受給：出勤した94回のうち51回、通勤手段として届け出ているバスではなく、徒歩、自転車、自家用車により通勤し、通勤手当を不適正に受給していました。

エ 職場内秩序びん乱：消防車で南区の自宅付近まで送らせた際など、複数回にわたり部下職員に対し高圧的な言動を行いました。

【処分内容】

10月28日(金)、当該職員を停職1箇月の懲戒処分とするとともに、管理監督者に対し人事的措置を行いました。

(5) 磯子消防署職員のセクシュアル・ハラスメント

磯子消防署洋光台消防出張所の職員(50歳代)は、平成23年7月16日(土)に金沢区内で行なわれた、職員とその家族による懇親会(バーベキュー)の際、同僚の女性職員に対し、不適切な発言と、着衣の上から身体を複数回触るセクシュアル・ハラスメントを行いました。

【処分内容】

10月28日(金)、当該職員を停職1箇月の懲戒処分とするとともに、管理監督者に対し人事的措置を行いました。

(6) 港南消防署職員の酒気帯び運転による検挙

港南消防署庶務課の職員(40歳代)は、平成23年10月28日(金)研修先の救急救命士養成所(南区中村町)から原動機付自転車で帰宅途中、大船駅近くの飲食店に寄り、午後7時頃から一人で飲酒後、午後10時過ぎに、駐輪場から原動機付自転車を運転し、大船駅西口側路上で交通検問を受け、アルコール検知により0.15mgが検出されたため、検挙されました。

※ (1) (3) (6)については、現在、捜査機関による捜査が継続しております。

2 不祥事の背景

不祥事の背景については、次のようなものがありました。

法令遵守・倫理観の欠如・一般社会通念上の感覚の欠如

- (1) 「見つからなければ問題ない。」という意識があった。
- (2) 仲間意識から責任職への報告や相談することに対する抵抗感があった。
- (3) 知っていながら無関心を装い、上司に報告する意志を持たなかった。
- (4) 苦痛を与える行為は、このくらいは許容される範囲であるという思い込みがあった。

情報伝達・共有不足

- (1) 隊長（又は所長）が部隊内で優位な立場にあり、隊員は隊長（又は所長）に意見を言えなかった。
- (2) 出張所の外部との閉鎖性により本署の上司への報告や意見が伝わりにくい環境だった。
- (3) 職員が、借金などプライベートなことを上司に相談できなかった。

責任職の管理・監督力の欠如

- (1) 夜間の勤務実態について注意が足りなかった。
- (2) 責任職と職員との信頼関係を構築できていなかった。
- (3) 責任職が、職員のプライベートについて、把握しようとしなかった。
- (4) 責任職が、職員のちょっとした変化や行動に気付けなかった。

3 再発防止に向けた取組案

消防局コンプライアンス推進委員会において、不祥事防止対策の取組方針を議論するとともに、各所属への情報提供を行っています。当委員会には総務局コンプライアンス推進室からも参画を求め、局全体で不祥事防止に全力で取り組んでまいります。

(1) 法令遵守・倫理観の欠如・一般社会通念上の感覚の欠如

- ア 緊急メッセージの発信
- イ 事案の経過及び再発防止に向けた取り組み姿勢を全職員に周知
- ウ 懲戒処分標準例の所要の整備 など

(2) 情報伝達・共有不足

- ア 全職員に対し不祥事防止に関する研修及び意見交換の実施
- イ 主任・隊長会議の創設 など

(3) 責任職の管理・監督力の欠如

- ア 職員の意見や声を吸い上げる仕組みの構築
- イ 外部講師による研修会の開催
- ウ 各所属責任職による出張所の土・日及び夜間巡回を実施 など

(4) 各所属ごとの取り組み

- ア 階級別や係別、部隊別、年代別等による意見交換会や訓練の実施
 - イ 職員意見箱等の設置により、相談しやすい環境の整備
- など、各所属においても様々な取り組みを実施してまいります。